

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設モニタリング票 (評価対象年度: 令和6年度)

施設の名称	名取市民体育館及び十三塚公園有料公園施設
指定管理者の名称	特定非営利活動法人名取市スポーツ協会
施設所管部課(室)	教育部文化・スポーツ課

1. 管理形態の推移 【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)	摘要
～平成26年3月31日 (体育館: 昭和56年3月～) (有料公園施設: 昭和57年6月～(市民球場) 昭和59年9月～(市民陸上競技場、市民庭球場) 昭和63年3月～(十三塚公園管理棟)	直営		
平成26年4月1日～	指定管理者	特定非営利活動法人名取市体育協会 (R4.4.1 名称変更 特定非営利活動法人名取市スポーツ協会)	

(注) 管理形態欄には、直営・管理受託・指定管理者の別を記入

2. 現指定管理者の概要 【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	特定非営利活動法人名取市スポーツ協会
	所在地	名取市増田字柳田250番地
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日 (5年0ヶ月)	
募集方法	公募 ・ 非公募	

3. 施設の概要 【施設所管課記入】

施設の名称	名取市民体育館
所在地	名取市増田字柳田250番地
設置年月	昭和56年3月
根拠条例等	名取市民体育館条例
設置目的	スポーツの振興及び普及
施設の内容	競技場、武道場、トレーニング室、会議室1・2等
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	年末年始(12/28～1/4)・第4火曜日
指定管理者が行う管理運営業務	①予約・受付業務、②使用料金関係業務、③防犯・防火対策、④使用者指導・事故等の防止、⑤緊急対応体制の確立、⑥施設の維持管理業務、⑦自主事業、共催事業に係る業務、⑧市災害対策本部からの指示による運営業務
利用料金制度	採用の有無 有 ・ 無
	利用料金の名称

施設の名称	十三塚公園有料公園施設
所在地	名取市手倉田字山無番地
設置年月	昭和57年6月～（名取市民球場）、昭和59年9月～（名取市民陸上競技場、名取市民庭球場）、昭和63年3月～（十三塚公園管理棟）
根拠条例等	名取市都市公園条例
設置目的	スポーツの振興及び普及
施設の内容	市民球場・市民陸上競技場・市民庭球場
開場時間	午前9時～午後5時（名取市民球場、名取市民庭球場は午後9時）
休場日	年末年始（12/28～1/4）・火曜日
指定管理者が行う管理運営業務	①予約・受付業務、②使用料金関係業務、③防犯・防火対策、④使用者指導・事故等の防止、⑤緊急対応体制の確立、⑥施設の維持管理業務、⑦自主事業、共催事業に係る業務、⑧市災害対策本部からの指示による運営業務
利用料金制度	採用の有無 有 ・ 無
	利用料金の名称

4. 施設の利用実績 【指定管理者記入】

名取市民体育館	評価対象年度（A）	前年度（B）	前々年度	評価対象年度の 対前年度比（％） （A） / （B）
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	
開館日数	358日	359日	359日	99.7%
延べ利用者数	107,060人	108,296人	79,706人	98.9%
利用者数（人/日）	299.1人/日	301.7人/日	222.0人/日	99.1%
主な増減原因	令和5年度は会議室コロナワクチン接種会場として利用していたことによる減少			

十三塚公園有料公園施設	評価対象年度（A）	前年度（B）	前々年度	評価対象年度の 対前年度比（％） （A） / （B）
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	
開場日数	305日	306日	306日	99.7%
延べ利用者数	48,021人	48,659人	55,292人	98.7%
利用者数（人/日）	157.4人/日	159.0人/日	180.7人/日	99.0%
主な増減原因	ドリームベースボール等イベントの開催がなくなり減少			

（注）対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入すること。

5. 管理運営の収支状況 【指定管理者記入】

(1) 収入

(単位：千円、%)

	評価対象年度 (A)	前年度 (B)	前々年度	評価対象年度の 対前年度比 (%) (A) / (B)
	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	
指定管理料	97,200	98,000	95,000	99.2%
利用料金収入				
その他	3,227	1,869	2,620	172.7%
収入計 (ア)	100,427	99,869	97,620	100.6%

(2) 支出

人件費	37,465	35,932	35,237	104.3%
施設管理費	53,079	53,356	52,200	99.5%
事業運営費	2,250	2,304	2,537	97.7%
その他	4,140	4,042	4,002	102.4%
支出計 (イ)	96,934	95,634	93,976	101.4%

(3) 収支

収支 (ウ) = (ア) － (イ)	3,493	4,235	3,644	82.5%
前期繰越収支差額	26,220	21,985	18,341	119.3%
次期繰越収支差額	29,713	26,220	21,985	113.3%

6. サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取り組み 【指定管理者記入】

- ・利用者アンケート調査の実施
→回答者数体育館（60名）、十三塚公園有料公園施設（112名） 計172名
- ・指定管理事業と自主事業の区分の見直しを実施したことで、教室等の参加者数は前年比3,257人の増の11,010人となり、収支状況を含めて、一定の効果があつたと捉えている。
- 【指定管理事業】収支目的では無く、市民スポーツの振興に係る必要な事業に特化
 - ① こども、高齢者対象の事業
 - ② 新たなスポーツ機会の創出につながる事業
 - ③ 単位協会・尚綱、スポーツ関係者との連携事業 を主に選定
- 【自主事業】指定管理事業以外で新たなスポーツの人口の拡大につながる事業、単位協会へ支援事業、収益が望める事業を主に選定
 - ・体育館アリーナ一般公開混雑時の時間2部制を実施。
 - ・教室申込を断らない手法（2部制や会場変更）の実施。
 - ・公民館での出張教室（モルック・熱中症）の実施。
 - ・インストラクターによる効果的なトレーニング指導を新たに実施。
 - ・イオンモール名取と連携し、会場使用料を無償でニュースポーツ体験会（モルック・パッコー・ボッチャ）を年2回実施
 - ・アリーナ床の木床を保護し、光沢のある美しい仕上がり外観に資するため、オーバーコートの実施。

7. 施設利用者の主な声やその対応状況 【指定管理者記入】

- ・体育館更衣室シャワー、南側手洗い場水道の水圧がかなり弱くなっていることについて、文化・スポーツ課と協議を行った。
- ・市民球場及び陸上競技場の芝管理等で散水回数の増
- ・熱中症対策の一環として、会議室をクーリングシェルターとし開放

8. 施設の管理運営における課題 【指定管理者記入】

- ・トレーニング等のスポーツ器具の耐用年数経過に伴い、動作不良。修繕部品が無い場合、計画的な更新が望まれる。
- ・全ての施設の蛍光灯、白熱球、水銀灯等が製造中止となり、価格が3倍程度、在庫数も無く手配が難しくなっている。2027年までにLED化の対応が必要である。
- ・体育館更衣室シャワー、南側手洗い場水道の水圧がかなり弱くなっている。
- ・体育館正面玄関前のタイルの剥離箇所が拡大し、躓きなどの怪我の恐れや景観が非常に悪い。
- ・市民球場の内野土が、入れ替えにより土煙が舞うようになっている。それに伴い、近隣住民からのハードクレームがある。また、落ち葉、犬猫の糞尿、熊の出没などのクレームが寄せられ、指定管理者の範疇を超えており、市（文化・スポーツ課、都市計画課、環境共生課など）で対応方法を速やかに整理することを望みます。
- ・市民球場の雨漏りが継続しており、漏電等の重大な事故につながる恐れがあり、全面改修が必要である。
- ・陸上競技場の芝は洋芝で維持管理を行っているが、養生期間が短く、芝が剥げてしまい、対策が難しい。人工芝化を行うことにより、利用者数の増加につながり、結果としてコスト面でも安価になるものと思料する。
- ・市民体育館の一般公開は現在、午前・午後・夜間の区分で条例・規則が定められているが、卓球・バドミントン、バレーボールでは、利用したい方が利用出来ない状況であり、現在は利用者への協力を求めて、区分を2分割し、なるべく、利用できるように対応しているが、2～3時間制で区分を増やすことの検討が必要である。
- ・市民体育館会議室は条例で営利・非営利の料金区分の無く、安価に利用できるようにするため、スポーツに関係の無い営利企業の利用が増えている。アリーナなどと同様に営利の場合の料金設定を見直す必要があると思います。

9. 管理運営状況 【施設所管課及び指定管理者記入】

評価項目		着眼点	自己 評価	所管 評価
1. 実施 体制に 関する 評価	管理運営体制	管理運営に必要な人員配置、組織体制を整備している。	○	○
		業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
		各種管理記録を適切に整備、保管している。	○	○
	施設等の維持 管理等	施設、設備等の清掃、保守点検、修繕等を適切に行っている。	○	○
	安全対策	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	○
	個人情報の 保護	個人情報の管理を適切に行っている。	○	○
	連絡調整	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。	○	○
		市、関係団体等との連絡調整を適切に行っている。	○	○
	法令等の遵守	特定の者に有利又は不利な取扱いをしていない。	○	○
		開館時間、休館日、使用許可等の運用が法令等に基づき適正に行われている。	○	○
		労働条件等に関する労働関係法令等が遵守されている。	○	○
		その他、関係法令等が遵守されている。	○	○
2. サー ビスの 内容や 水準に 関する 評価	指定事業の 実施	事業計画書等に基づき適切に事業を実施している。	○	○
		業務の再委託は事前に市の承諾を受け、委託先の業務を適切に管理している。	○	○
	自主事業の 実施	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○
	利用者の満足 度向上	利用者の満足度向上に向けた取組みを行っている。	○	○
	利用者の苦情、 要望等の把握 とその対応	利用者アンケートなど、利用者ニーズの把握にむけた取組みを実施している。	○	○
		苦情、要望等について、受付窓口の整備や対応を適切に行っている。	○	○
	利用状況等	利用者数、稼働率等は、前年度実績や目標と比較し妥当な水準である。	○	○
3. 経営 状況に 関する 評価	収支状況等	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○
		経費の節減や使用料収入の向上に向けた取組みを行っている。	○	○
		専用の口座、帳簿等を備え、適切に経理事務を行っている。	○	○

【評価の基準（目安）】

評価		評価の考え方
◎	（優 良）	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○	（良 好）	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△	（課題有）	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
×	（要改善）	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかったため、改善を要する。

※該当しない項目については、「―」を記入する。

10. 施設所管課の総合評価 【施設所管課記入】

1 実施体制について ・職員の管理体制において、職員の育休取得の体制を整えるなど適切な体制が取られている。 ・全般的に、協定書や事業計画書に基づいた管理運営及び施設の整備等がなされていた。 2 サービスの内容や水準について ・受託事業と自主事業の見直しを行い教室等の参加者増につなげている。 ・施設の運営方法についても、柔軟な対応により参加者の利便性を図るなど、サービス水準が下がらないよう努めていた。 ・利用者アンケートについても、昨年度から市民体育館利用者の回答が増えるなどの改善が見られる。今後も結果を踏まえ、出来る限りの対応を望む。 3 経営状況について ・財務諸表から収支のバランスは取れている。 4 総評 ・利用者数に若干の減少はあったが、暑熱順化教室といった昨今の環境に合わせた教室の取組や、トレーニング室の指導を充実させる取組など、新たな取組を実施していることを評価する。 ・今後も柔軟な管理運営と事業の展開を期待する。
--